

令和元年12月16日(月)

資料No.1

秋田いきいきワーク推進会議部会資料



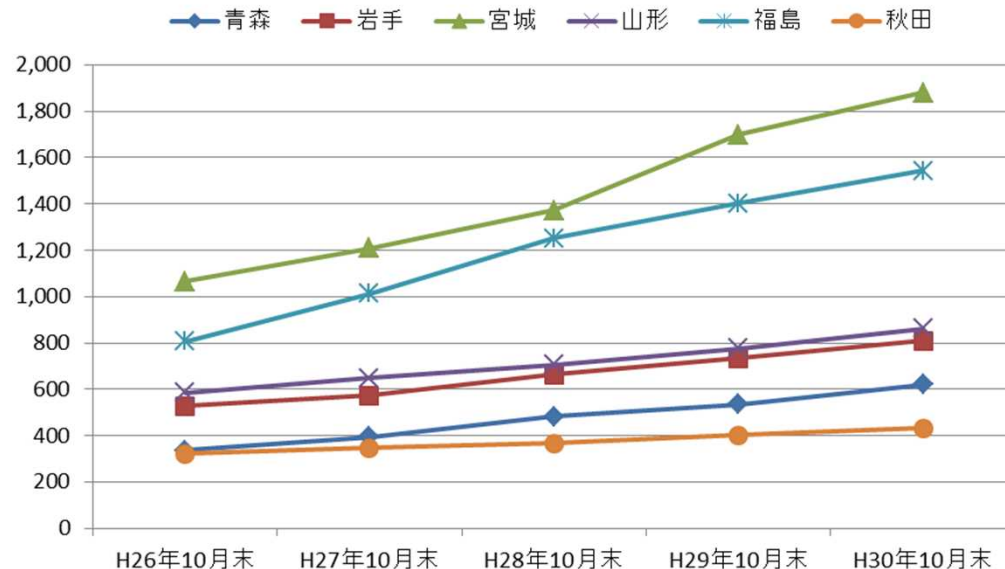
秋田労働局職業安定部

外国人労働者雇用状況

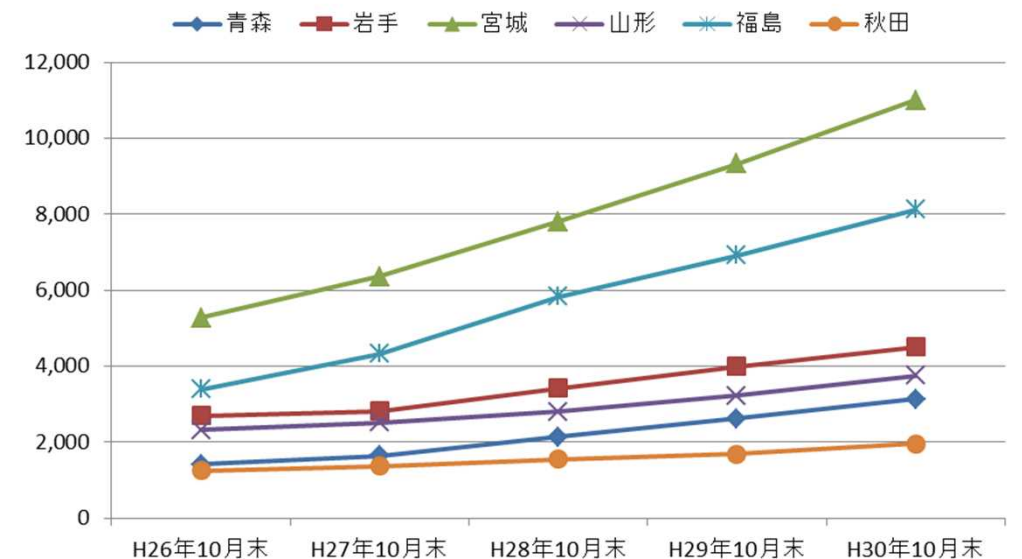
1. 平成30年10月末現在、秋田県における外国人雇用事業所は431事業所で全国最小となっている。
2. 過去5年間に於いて、全国で57.9%増加、東北で68.8%増加したところ、秋田県においては、33.9%(109所)に留まっている。
3. 東北においては、平成26年から増加率が高い県は、福島県の91.6%、青森県の84.5%、宮城県の76.5%の順になっている。

1. 平成30年10月末現在、秋田県における外国人労働者数は1,953人で全国最小となっている。
2. 過去5年間に於いて、全国で85.4%増加、東北で、98.8%増加したところ、秋田県においては、56.4%(704人)に留まっている。
3. 東北において平成26年から増加率が高い県は、福島県の140.1%(4,744人)、青森県の120.6%(1,715人)、宮城県の108.7%(5,729人)の順になっている。

外国人雇用事業所数					
区分	H26年10月末	H27年10月末	H28年10月末	H29年10月末	H30年10月末
全国	137,053	152,261	172,798	194,595	216,348
東北	3,641	4,184	4,843	5,544	6,145
青森	336	395	483	534	620
岩手	528	572	664	733	808
宮城	1,065	1,209	1,372	1,698	1,880
山形	584	648	707	777	862
福島	806	1,013	1,251	1,401	1,544
秋田	322	347	366	401	431



外国人労働者数					
区分	H26年10月末	H27年10月末	H28年10月末	H29年10月末	H30年10月末
全国	787,627	907,896	1,083,769	1,278,670	1,460,463
東北	16,344	19,029	23,543	27,764	32,484
青森	1,422	1,642	2,141	2,614	3,137
岩手	2,697	2,822	3,418	3,999	4,509
宮城	5,272	6,355	7,804	9,337	11,001
山形	2,318	2,523	2,798	3,221	3,754
福島	3,386	4,323	5,833	6,914	8,130
秋田	1,249	1,364	1,549	1,679	1,953



在留資格・国籍別外国人労働者数について

1. 平成30年10月末現在、秋田県における在留資格別外国人労働者で一番多いのが「技能実習」で958人（構成比49.1%）となっており、次いで専門的・技術的分野」359人（構成比18.4%）、「永住者」327人（構成比16.7%）となっている。
2. 国籍別外国人労働者で一番多いのは「中国」となっているが、5年前に比べ伸び率が高いのは「ベトナム」の625.0%で、次いでネパールの237.5%、フィリピンの128.9%となっている。

在留資格別外国人労働者数の推移（秋田県）					
区分	H26年10月末	H27年10月末	H28年10月末	H29年10月末	H30年10月末
外国人労働者総数	1,249	1,364	1,549	1,679	1,953
専門的・技術的分野	265	277	307	319	359
特定活動（EPA等）	8	13	9	9	11
技能実習	593	583	699	782	958
資格外活動（留学）	67	116	147	141	164
永住者	218	266	267	301	327
日本人の配偶者等	74	77	83	88	86
定住者	15	21	20	17	20

国籍別外国人労働者数の推移（秋田県）					
区分	H26年10月末	H27年10月末	H28年10月末	H29年10月末	H30年10月末
外国人労働者総数	1,249	1,364	1,549	1,679	1,953
中国（香港島含む）	709	647	584	585	602
韓国	31	42	40	49	55
フィリピン	173	220	283	339	396
ベトナム	52	95	188	265	377
ネパール	8	13	17	24	27
アメリカ	125	146	162	148	155
その他	151	201	275	269	341

主な産業別の外国人労働者雇用事業所数及び労働者数の推移

産業別でみると、事業所数及び外国人労働者数ともに、製造業が最も多く、次いで、事業所では「宿泊、飲食サービス業」、外国人労働者では「教育、学習支援業」が多くなっている。

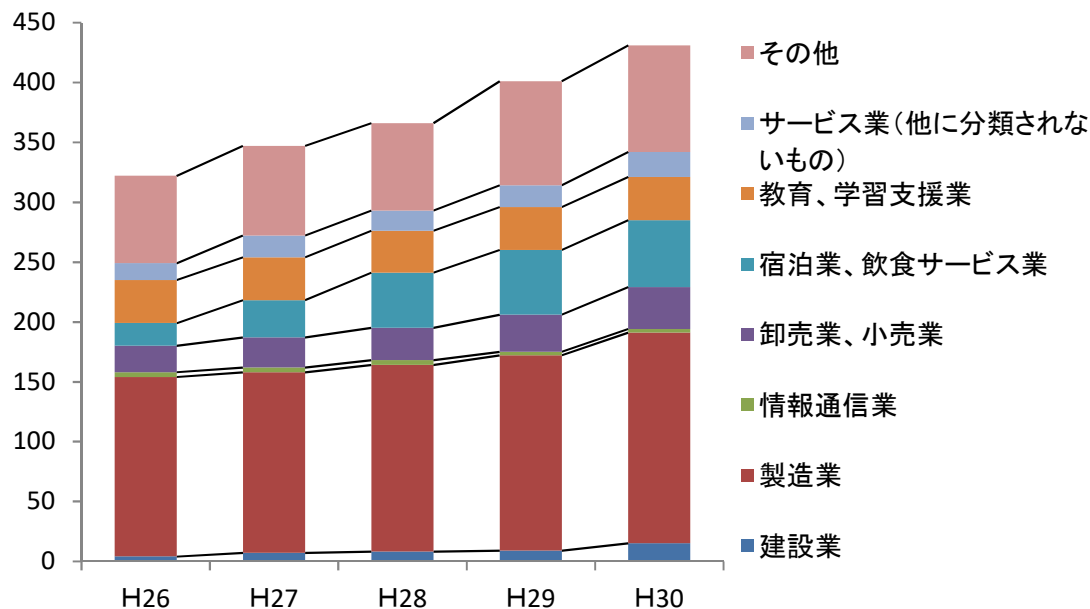
◆産業別事業所数の推移◆

	建設業	製造業	情報通信業	卸売業、小売業	宿泊業、飲食サービス業	教育、学習支援業	サービス業（他に分類されないもの）	その他
H26	4	150	4	22	19	36	14	73
H27	7	151	4	25	31	36	18	75
H28	8	156	4	27	46	35	17	73
H29	9	163	3	31	54	36	18	87
H30	15	176	3	35	56	36	21	89

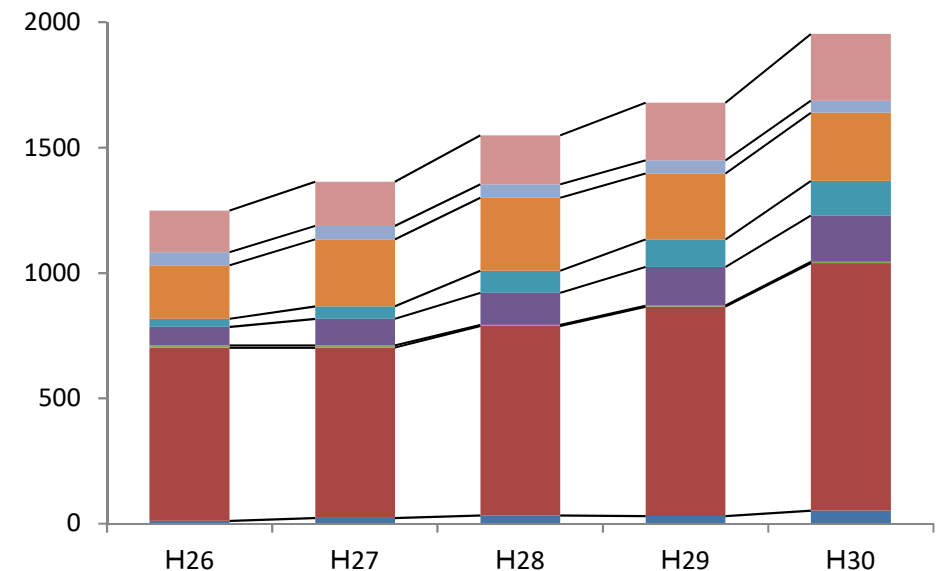
◆産業別外国人労働者数の推移◆

	建設業	製造業	情報通信業	卸売業、小売業	宿泊業、飲食サービス業	教育、学習支援業	サービス業（他に分類されないもの）	その他
H26	11	691	9	74	32	213	53	166
H27	22	680	9	106	50	266	54	177
H28	33	756	3	128	88	292	53	196
H29	30	835	4	155	110	262	53	230
H30	52	987	5	185	138	272	48	266

（事業所）



（人）



外国人材受入れの環境整備等

事業主の声

(秋田労働局、秋田県、秋田商工会議所実施アンケートより)

雇用・労働関係

【雇用ノウハウの情報提供】

- 雇用の制度、手順、手続等がわからない
- 採用後の雇用管理に不安がある

【雇用相談窓口の充実】

- 外国人や企業に対する相談体制の整備が必要
- 受入れ後のフォローとしての外国人や企業に対する相談体制の整備が必要
- トラブルが発生した場合の相談、対処機関の整備が必要
- あやしげな民間業者を介しての外国人受入はリスクが大きい。信用できる受入窓口等の構築が必要

秋田労働局の取組

○外国人雇用管理セミナーの開催

- ・内容:改正入管法、外国人の募集・採用・労務管理・技能実習制度の活用
(31年3月12日実施、250人参加)
- ・内容:技能実習制度の活用、労務管理
秋田県との共催により県内3ブロックで開催(9月 参加人数215人)

○外国人材受入れの概要、外国人雇用のルールの周知

- ・外国人材の受入れ体制の概要、募集・採用、雇用のルールを内容とする企業向けセミナーの開催14回開催、参加人数409人)
- ・外国人雇用事業所訪問の状況
目標訪問数:233社(前年度101社)
上半期実績:206社(目標比88.4%)

○経済5団体に対する外国人雇用管理指針の周知要請

秋田県との共催により実施(7月1日)

- 秋田労働局長が委嘱する外国人雇用管理アドバイザーの派遣
- 秋田労働局、各労働基準監督署及びハローワークでの相談
- 秋田県外国人サポートデスクの周知案内

今後の取組み方針

- 1 外国人雇用に係る制度の更なる周知と相談支援
- 2 企業と外国人労働者のマッチング支援
- 3 離職した外国人労働者への支援
- 4 留学生の県内就職促進

その他

【日本語教育の充実】

- 公的な日本語教育施設の整備が必要
- 公私におけるコミュニケーションに不安がある

【受入れ、生活環境の整備等】

- 外国人が生活しやすい環境の整備が必要
- 文化、宗教、生活習慣の違いに不安がある
- 外国人材受入れ、管理費用への補助が必要
- 大きな病気にかかった際の通訳が必要

○「秋田県外国人材受入れ・共生に係る連絡会議」で情報共有

秋田県の主催(7月3日、11月12日)

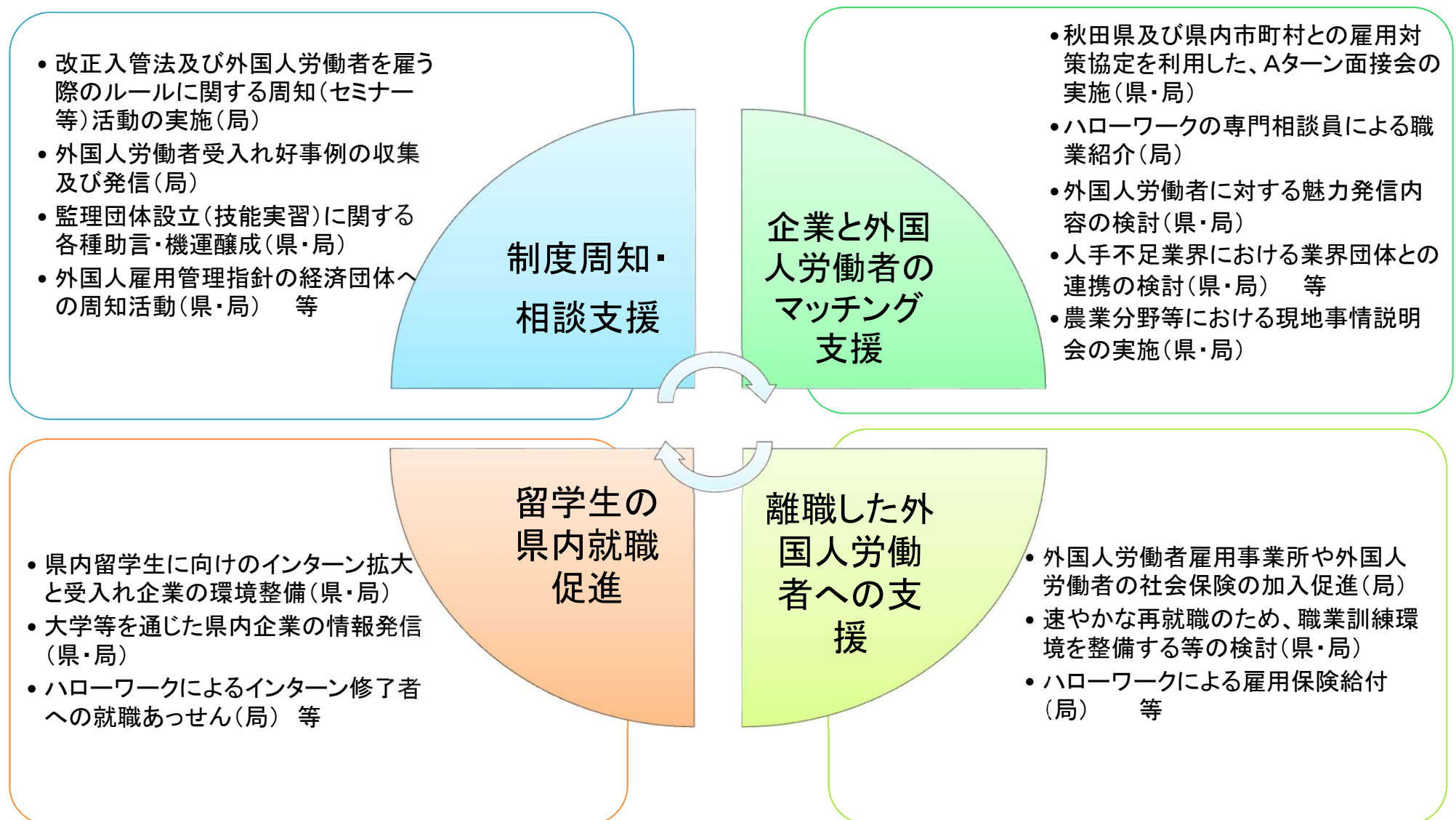
○「外国人材受入支援事業検討会」において情報共有

秋田商工会議所主催(4月16日、7月22日、9月11日)

外国人雇用に向けた政策パッケージ(秋田県・秋田労働局／HW)(案)

☆改正入管法による新在留資格「特定技能」の設立を契機に、秋田県においても人手不足を背景に外国人労働者に対する期待が大きくなっている。

☆これを踏まえ、県・労働局による政策パッケージを策定・実行することにより、外国人労働者の雇用を通じた県内人手不足の解消を目指すこととする。





ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省
秋田労働局**Press Release**※平成 31 年 1 月 28 日
10 時以降解禁

平成 31 年 1 月 28 日

【照会先】

秋田労働局職業安定部職業対策課

職業対策課長 畠山 徹

高齢者対策担当官 佐藤 務

電話 018-883-0010 (内線 119)

報道関係者 各位

平成 30 年「外国人雇用状況」集計結果

～秋田県内における外国人労働者数は 1,953 人、うち技能実習生は 958 人～

・「外国人を雇用している事業所」 **431 事業所（30 か所増加）**
 ・「外国人労働者数」 **1,953 人（274 人 増加）**

【東北 6 県の状況】

	外国人を雇用している事業所数					外国人労働者数				
	H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30
青森	336	395	483	534	620	1,422	1,642	2,141	2,614	3,137
岩手	528	572	664	733	808	2,697	2,822	3,418	3,999	4,509
宮城	1,065	1,209	1,372	1,698	1,880	5,272	6,355	7,804	9,337	11,001
秋田	322	347	366	401	431	1,249	1,364	1,549	1,679	1,953
山形	584	648	707	777	862	2,318	2,523	2,798	3,221	3,754
福島	806	1,013	1,251	1,401	1,544	3,386	4,323	5,833	6,914	8,130

* 東北では過去 5 年間、外国人を雇用している事業所及び外国人労働者は増加している。

秋田労働局はこのほど、平成 30 年 10 月末現在の外国人雇用についての雇用状況を取りまとめましたので、公表します。

外国人雇用状況の届出制度は、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的として、すべての事業主に、外国人の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることが義務付けられています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者*です。なお、数値は平成 30 年 10 月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものです。

＊特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。

【集計結果の主なポイント】

1 全体の状況

外国人労働者を雇用している事業所数は431事業所（前年同期比30か所、7.5%増加）。

外国人労働者は1,953人（前年同期比274人、16.3%増加）。

2 国籍別外国人労働者数の状況

中国（香港等含む）が最も多く602人（外国人労働者全体の30.8%）。次いで、フィリピン396人（同20.3%）、ベトナム377人（同19.3%）、アメリカ155人（同7.9%）の順となっている。

3 在留資格別外国人労働者数の状況

技能実習が958人（全体の49.1%）で最も多く、次いで、身分に基づく在留資格（永住者・日本人の配偶者など）で、436人（同22.3%）となっている。

4 産業別の状況

全体に占める割合は、製造業が最も多く、外国人労働者を雇用している事業所の40.8%、外国人労働者の50.5%となっている。

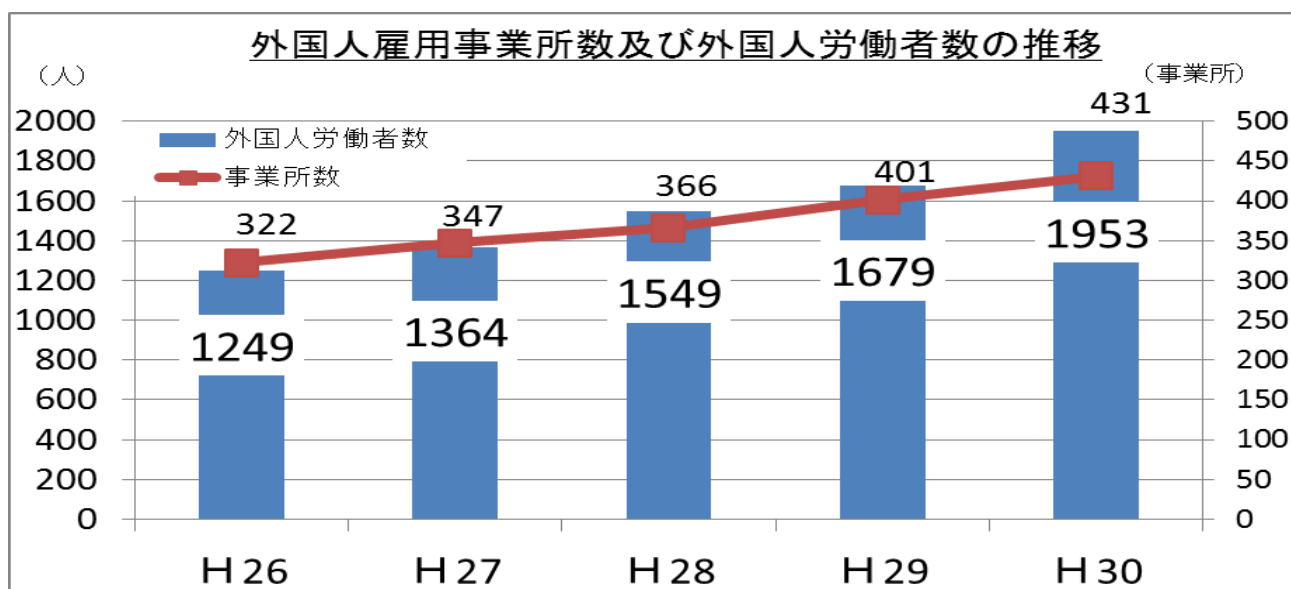
5 規模別の状況

事業所数においては、30人未満事業所が最も多く、事業所全体の49.7%、外国人労働者においても、30人未満の事業所が最も多く、38.1%となっている。

1 外国人を雇用している事業所数及び外国人労働者数

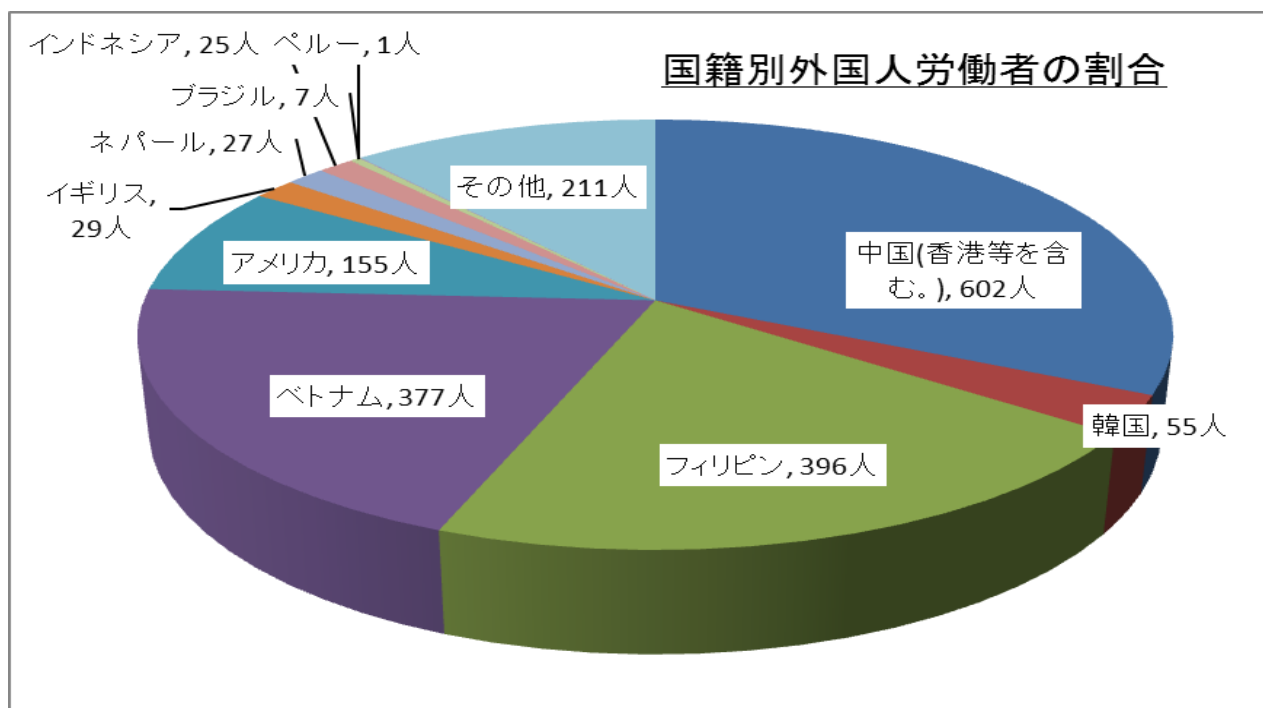
外国人を雇用している事業所数は431事業所で、前年同期より30か所(7.5%)増加している。

外国人労働者数は、1,953人で、前年同期比より274人(16.3%)増加している。



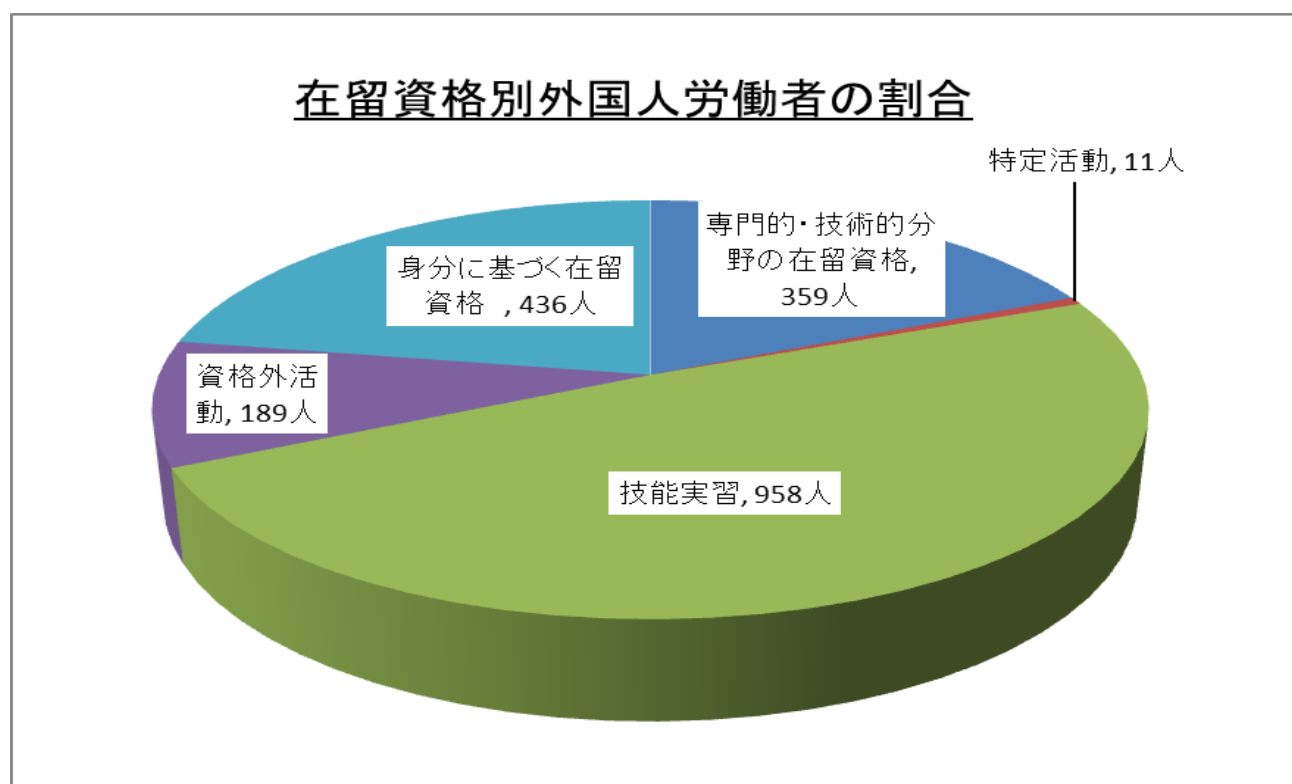
2 国籍別外国人労働者の割合

国籍別の外国人労働者数は、中国が最も多く、602 人で全体の 30.8%を占め、次いで、フィリピン 396 人(同 20.3%)、ベトナム 377 人(同 19.3%)、アメリカ 155 人(同 7.9%)となり、東アジア・東南アジア地域で、1,580 人と全体の 80.9%を占めている。



3 在留資格別外国人労働者の割合

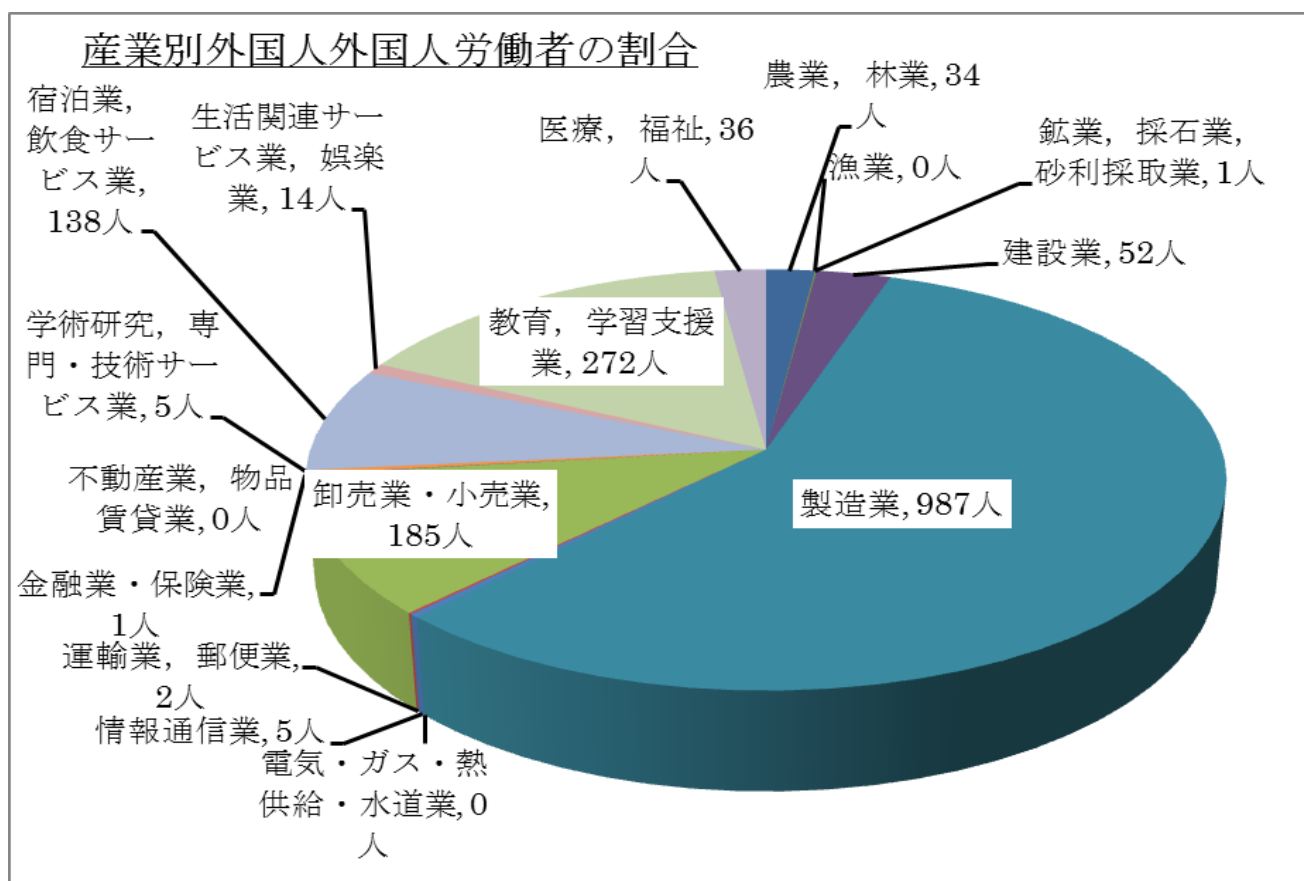
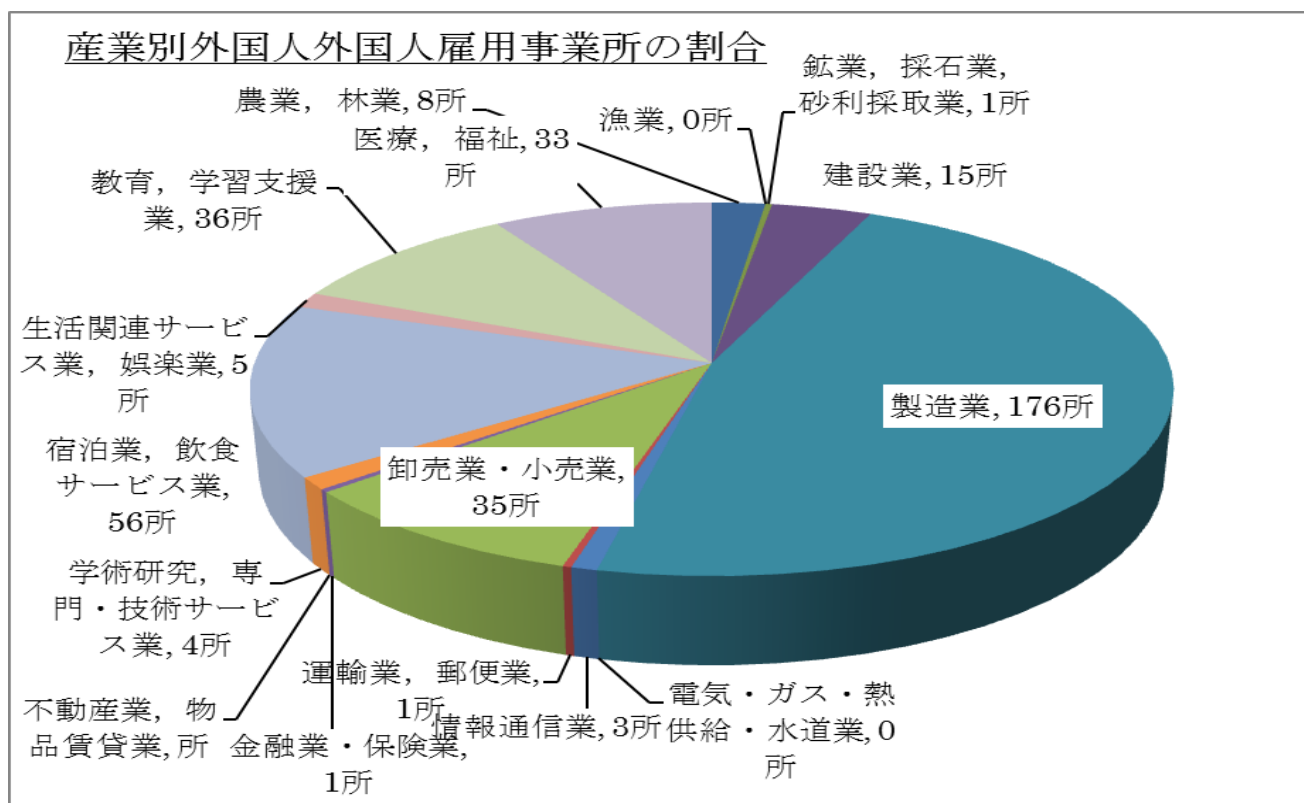
在留資格別では、「技能実習」が958人で49.1%を占め、次いで、「身分に基づく在留資格」436人(同 22.3%)、「専門的・技術的分野の在留資格」359人(18.4%)、「資格外活動(留学)」を含む「資格外活動」189人(同 9.7%)となっている。



4 産業別別外国人事業所の割合

産業別では、外国人労働者を雇用する事業所、外国人労働者ともに製造業が最も多く、全体に占める割合はそれぞれ 40.8% (前年 37.8%)、50.5% (前年 42.8%) となっている。

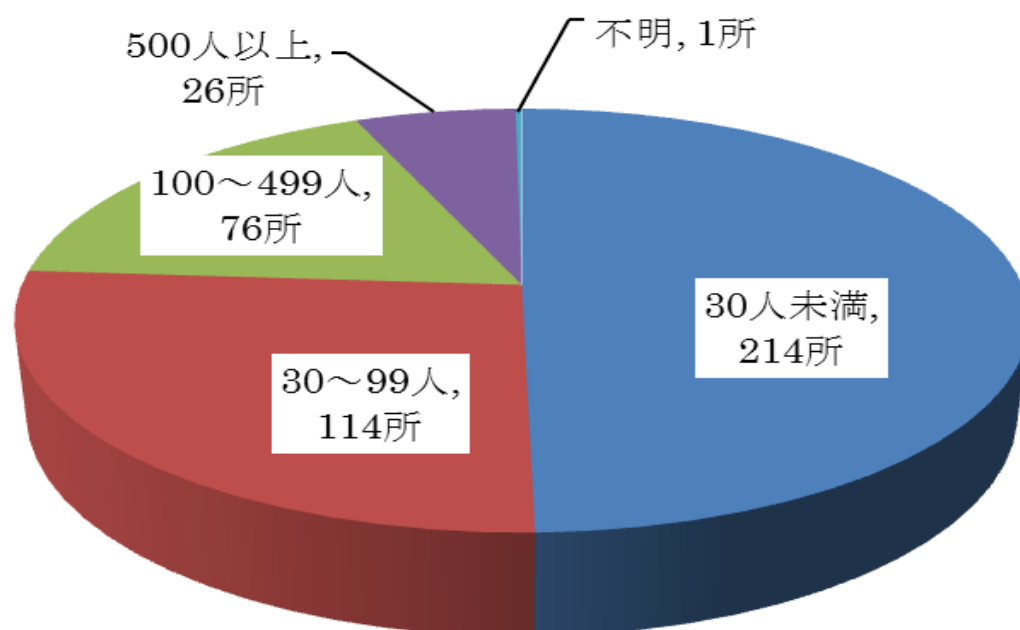
さらに、製造業の中でも繊維工業で就労する外国人労働者が 699 人と最も多く、製造業で就労する外国人労働者数に占める割合も 70.8% となっている。



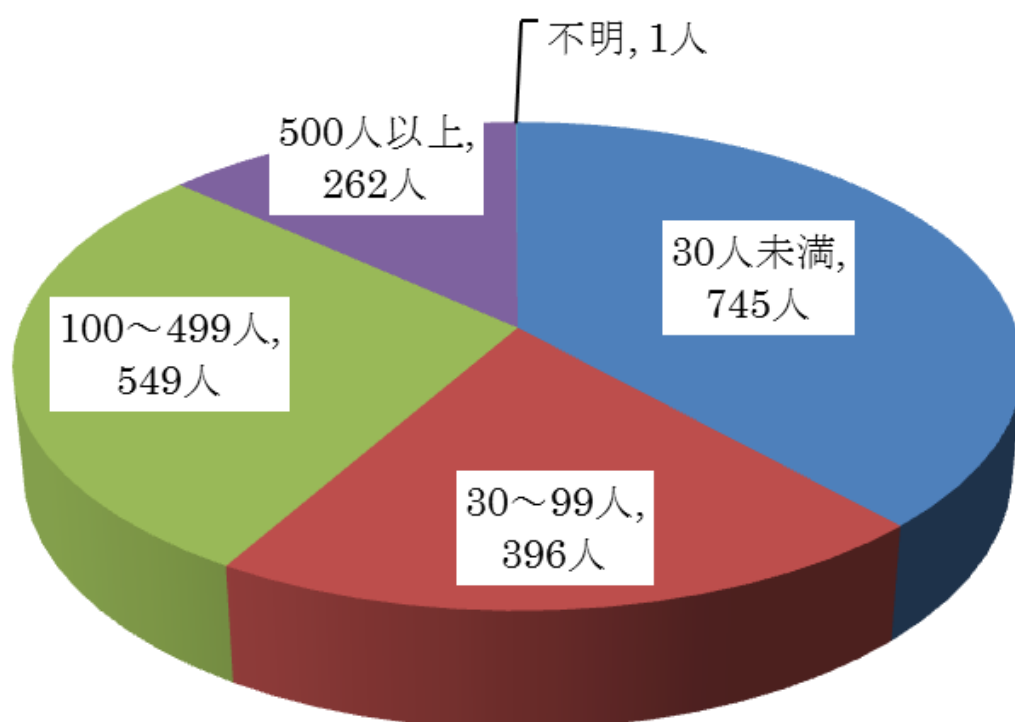
5 規模別外国人事業所の割合

規模別では、外国人労働者を雇用する事業所、外国人労働者ともに「30 人未満の事業所」が最も多く、全体に占める割合はそれぞれ 49.7% (前年 47.3%)、38.1% (前年 35.9%) となっている。

規模別外国人雇用事業所の割合



規模別外国人労働者の割合



秋田県 外国人雇用に向けた政策パッケージ（案）

令和元年 11 月 15 日

【趣旨】

改正入管法により在留資格「特定技能」が設立され、秋田県においても、外国人労働者の雇い入れニーズの高まりは避けられないものとなっている状況であるが、秋田県の現状は、外国人労働者全体の数が 1,953 人と全国最少（5 年連続）であり、2,000 人を切るのは全国で唯一となっている。

また、建設・介護等人手不足の業界を中心に、県内企業からは受注を増やしたいが人手が足りないため、受注を制限しているといった声も聞かれるところであり、県内地域経済の活性化のためには、人手不足の解消は喫緊の課題である。

このような状況を踏まえ、「外国人在の受入れ・共生のための総合的対応策」及び「外国人雇用管理指針」に沿いつつ、以下による政策パッケージを実行し、外国人労働者の適切な雇用の促進を図ることとする。

1 制度周知・相談支援等

(1) 外国人雇用管理指針の経済団体等への周知

- ・改正外国人雇用管理指針について、経済団体等へ要請（県・労働局）し、傘下企業への周知を図る。
- ・ユーチューブ等、SNS を通じた発信やメルマガを通じた企業への周知を行う。

(2) 外国人労働者等を雇用する際の留意事項を周知

- ・ハローワークにおいて、外国人労働者等を雇用する際の雇用管理について、事業主、業界団体、地方公共団体を対象としたセミナーを行う。
- ・また、就職支援コーディネーターによる好事例の収集と発信を、セミナー等あらゆる場面において行う。
- ・現に外国人労働者等を雇っている企業からの講演の場を設定する。
- ・ハローワークでは、具体的に外国人労働者等を雇いたい旨の相談があった場合には、雇用管理に加え、県の外国人雇用サポートデスクの案内を行うことで、法務面のスムーズな理解を促進する。

(3) 監理団体設立機運醸成

- ・技能実習に係る監理団体設立については、地域振興局、HW、金融機関で地域の商工会等に呼びかけ、県、労働局・HW が実施する外国人関連セミナーの場において、県中小企業団体中央会（ブロック別）より講演を行うことにより理解を深め、個別相談会も同時に実施する。
- ・労働局・HW において就職支援コーディネーター及び職業相談員等を活用し、技能実習受け入れ企業が如何なるルートで監理団体を選定したかのヒアリングを実施し、監理団体選定の着眼点を体系的に整備、発信する。
- ・実際の設立相談の際、地域経済団体単体での設立が困難な場合は、広域的な連携による設立についても関係機関が助言・協力を行う。

(4) 地方への呼び込みにかかる魅力発信方法の検証

地方での就労を促すため、事業主がいかに地方に呼び込めるか、外国人労働者等に対してどのような魅力発信の方法が効果的か、具体的な方策を検討する。

具体的には、技能実習生等に対し、秋田を選んだ理由等のアンケートを実施するほか、都内日本語学校（介護学校）等の留学生を対象として秋田在住の先輩としての経験を語ってもらう場の設定等を検討する。

2 マッチング支援等

(1) 県・市町村協定を活用したAターン面接会の実施

- 各協定に位置付けているAターン面接会を活用し、都内にて外国人を対象とした面接会、相談会を実施。その際、集客に際しては、ベトナム大使館の協力を得るほか、大使館内での面接会等の企画（埼玉で先行事例あり）についても視野に入れ実施する。

- 県内でのAターン向け外国人の合同面接会の開催についても検討する。

(2) 農業分野におけるマッチング

都市部の外国人労働者等のニーズとの差別化が可能である農業分野での外国人労働者等の獲得方策を検討し進展させる。具体的には、農業生産及び食品加工に関する技術向上への取組として、農業分野での技能実習生受入れを促進するほか、特定技能での受入れ環境整備を図る。

また、2015年に県・ベトナムヴィンフック省との間で交わされた農業分野における覚書を活用し、農業分野での訪問団派遣に際して、事情説明会にあわせ、秋田での就労をPRする、等を実施する。

(3) 業界団体の連携による対象者の情報共有

- 相手国送り出し機関（例として介護の日本語学校）がどのようなものがあるか、を情報収集・リスト化し、外国人雇用に関心を持つ県内事業主へ提供することにより、事業主がアプローチしやすい環境を整備する。また、HWは当該事業主の求人作業に対し雇用管理面で指導する等の助言を行う。

- また、双方向として、HWの求人を送り出し機関に提供する等を実施する。

(4) 日本の介護福祉士養成学校へのアプローチ強化

都内介護福祉士養成学校卒業生に関しては、自前での就職活動を余儀なくされていることに着目し、秋田県内の介護福祉学校の協力のもと、都内養成学校のリストを整備するほか、数校との連携協定を結ぶ等、都内介護福祉士養成学校生の就職先受け皿として連携を図る。

(5) 介護分野のJ I C W E L S説明会の周知等

E P A（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者受け入れの検討の促進のため、J I C W E L S（国際厚生事業団：唯一の受入れ調整機関）の説明会の参加を促進する。

3 留学生の県内就職促進

(1) インターンの受入れ拡大

- ・県内留学生に対し、県内企業を知ってもらうためのインターンを拡大する。また、インターン受入れ企業の環境整備を後押しする。
- ・県外留学生に対しては、留学生及びインターン受入れ企業に対して、東京外国人雇用サービスセンターの利用を促進する。

(2) 県内留学生の就職希望者への企業情報発信

県内留学生の就職希望者に対しては、大学窓口を通じた県内企業の情報発信やインターンの周知を行う。

(3) インターン実施後の県内企業への就職について

インターン実施後の就職促進に向け、関係官庁への働きかけや採用企業への助言指導による雇用支援を強化する。

4 離職した外国人労働者等への支援強化

(1) 離職中の支援強化

離職中の就職活動をスムーズに行うため、雇用保険の適正給付やその前提となる社会保険の加入促進を事業主に理解させるための周知を、幅広く行う。

(2) 外国人労働者を対象とした訓練の実施

技能実習生を除く外国人労働者については、速やかな再就職を支援するため、外国人労働者の訓練についても、支援メニュー、環境整備等、課題を検証する。

5 その他

上記に加え、国の施策や地域の状況等に応じ、追加施策については随時検討する。

秋田県内の外国人労働者アンケート調査実施要綱（案）

1 調査の目的

秋田労働局では、経済団体及び秋田県等と連携し、外国人材の受入れ体制の整備や外国人との共生社会の実現に向けた施策の検討を進めているが、その検討にあたっては、事業主及び外国人のニーズや意識を把握することが不可欠である。

しかしながら、事業主に対するアンケート調査は、既に秋田労働局、秋田県、秋田商工会議の3者により実施されているものの、外国人のニーズや意識の調査は実施されていない状態にある。

そのため、秋田労働局が詳細を把握することが可能な「外国人雇用状況の報告」データを基に、県内で就労している外国人労働者に対するアンケート調査を実施し、把握した外国人側のニーズや意識を経済団体、地方公共団体等と共有することにより、今後の施策の検討や秋田県の魅力発信に資することを目的とする。

2 調査方法等

(1) 調査対象

ハローワークに届出が義務付けられている「外国人雇用状況の報告」データ（令和元年9月末現在のデータ）を基に、今後、技能実習生や特定技能外国人として県内で就労する可能性が高い東アジア、東名アジア4か国（中国（香港等を含む）・フィリピン・ベトナム・インドネシア）籍の外国人労働者を雇用している事業所中、所在地・業種・在留資格等を勘案して抽出した97社に対し、返信用封筒とアンケート調査票（日本語・母国語）を郵送し、雇用する外国人労働者への回答協力及びアンケート調査票の回収を依頼する。

(2) 調査項目

○基本属性（3問） ○秋田県に住んでいる理由 ○来日前に秋田県を知っていたか否か、知っていた場合は知るに至った経路 ○来日前の秋田県の印象 ○秋田県での生活の満足度 ○秋田県の魅力 ○秋田県の悪い点 ○生活情報の入手方法 ○日本語の学習方法 ○生活の上で困っていること・心配なこと ○相談相手 ○生活しやすい秋田県にするために必要と思うこと

【調査依頼数】

1 対象事業所数 97 社（令和元年 9 月末現在の全雇用事業所 480 社）

(1) 業種別対象事業所数

- ・ 農業、林業 3 社（農業 3）
- ・ 建設業 8 社（総合工事業 5、職別工事業 2、設備工事業 1）
- ・ 製造業 70 社（食料品製造業 7、飲料・たばこ・飼料製造業 1、繊維工業 43、印刷・同関連業 1、化学工業 1、窯業・土石製品製造業 1、金属製品製造業 6、汎用機械器具製造業 1、生産用機械器具製造業 2、電子部品・デバイス・電子回路製造業 4、電気機械器具製造業 2、輸送用機械器具製造業 1）
- ・ 卸売・小売業 7 社（飲食料品小売業 3、機械器具小売業 1、各種商品小売業 2、その他の卸売業 1）
- ・ 不動産業・物品賃貸業 2 社（物品賃貸業 2）
- ・ 学術研究、専門技術サービス業 1 社（技術サービス業 1）
- ・ 宿泊業・飲食サービス業 1 社（宿泊業 1）
- ・ 医療・福祉 4 社（医療業 1、社会保険・社会福祉・介護事業 3）
- ・ サービス業（他に分類されないもの）1 事業所（自動車整備業 1）

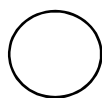
(2) 所在地別対象事業所数

- ・ 秋田所管轄 18 社（秋田市 8、潟上市 6、五城目町 1、大潟村 1、八郎潟町 2）
- ・ 男鹿出張所管轄 2 社（男鹿市 2）
- ・ 能代所管轄 10 社（能代市 3、藤里町 2、八峰町 5）
- ・ 大館所管轄 14 社（大館市 14）
- ・ 鷹巣出張所管轄 3 社（北秋田市 3）
- ・ 大曲所管轄 6 社（大仙市 6）
- ・ 角館出張所管轄 8 社（仙北市 5、美郷町 3）
- ・ 本荘所管轄 11 社（由利本荘市 7、にかほ市 4）
- ・ 横手所管轄 12 社（横手市 12）
- ・ 湯沢所管轄 9 社（湯沢市 4、羽後町 5）
- ・ 鹿角所管轄 4 社（鹿角市 1、小坂町 3）

2 対象労働者数 571 人（令和元年 9 月末現在の全労働者数 2,224 人）

○対象労働者の国籍

- | | |
|--------------|-------|
| ・ 中国（香港等を含む） | 155 人 |
| ・ フィリピン | 125 人 |
| ・ ベトナム | 275 人 |
| ・ インドネシア | 16 人 |



アンケート調査票

質問 1 あなたの性別は？

【○は1つ】

- 1 男性 2 女性 3 回答しない

質問 2 あなたの国籍は？

【○は1つ】

- 1 中国(香港等を含む。) 2 フィリピン 3 ベトナム 4 インドネシア
5 その他()

質問 3 あなたの在留資格は？

【○は1つ】

- 1 技能実習 2 技術 3 介護 4 技術・人文知識・国際
5 特定活動(EPA) 6 特定活動(建設分野) 7 永住者
8 日本人の配偶者等 9 永住者の配偶者等 10 定住者 11 その他

質問 4 あなたが秋田県に住んでいる理由は？

【○は1つ】

- 1 会社や学校が秋田県にあるから 2 家族や友だちがいるから 3 結婚のため

質問 5 あなたは日本に来る前から秋田県を知っていましたか？

【○は1

- 1 はい 2 いいえ

◎質問 5 で「はい」と答えた方にお聞きします。

質問 5-1 あなたはどのようにして秋田県を知りましたか？

【○はいくつでも】

- 1 家族や友達から 2 テレビ番組や映画から 3 新聞や雑誌、書籍から
4 インターネットやスマートフォンアプリの情報から 5 学校や送出し機関の授業から
6 その他()

質問 5-2 あなたは秋田県がどういうところだと思っていましたか？【○はいくつでも】

- 1 自然が豊か 2 多くのお祭りや観光地がある 3 日本の中では物価が安い
4 寒い 5 たくさん雪が降る 6 田舎で買い物や移動などの生活が不便
7 母国の人が少ない
8 その他()

質問6 あなたは秋田県での生活についてどのように感じていますか？ 【○は1つ】

- 1 満足 2 やや満足 3 やや不満 4 不満 5 どちらともいえない

質問7 あなたが感じている秋田県の良いところは？ 【○はいくつでも】

- 1 自然が豊か 2 多くのお祭りや観光地がある 3 食べ物がおいしい
4 四季があり、季節ごとの自然や観光が楽しめる 5 日本の中では家賃が安い
6 日本の中では物価が安い 7 地域の人が親切
8 その他()

質問8 あなたが感じている秋田県の悪いところは？ 【○はいくつでも】

- 1 道路、バス、鉄道が不便 2 買い物をするところや遊ぶところが少ない
3 冬が寒い 4 雪が多い 5 困ったときに相談できるところがないまたは少ない
6 地域の人が親切でない 7 母国の人と交流できるところがないまたは少ない
8 日本人と交流できるところがないまたは少ない
9 日本語や日本の習慣を学ぶところがないまたは少ない
10 その他()

質問9 生活に必要な情報はどこから？ 【○はいくつでも】

- 1 テレビ、ラジオ 2 インターネットやスマートフォンアプリ 3 日本語の新聞、雑誌
4 市町村の広報誌 5 日本人の友達、知り合い 6 地域の人
7 会社の人 8 日本にいる母国の友達、知り合い
9 その他()

質問10 あなたの日本語の勉強の方法は？ 【○はいくつでも】

- 1 日本語学校 2 家族や日本人の友達、知り合い 3 会社の日本語講習
4 インターネットやスマートフォンアプリ 5 教科書や参考書を自分で買って
6 その他()

質問11 普通の生活で困っていることや、心配なことは？ 【○はいくつでも】

- 1 言葉が十分に通じない(質問11-1 へ) 2 文化や習慣の違い 3 病気やけがのとき
4 バスや電車の乗り方がわからない 5 住んでいる地域の情報が伝わってこない
6 育児や教育のこと 7 外国人ということで差別を感じる 8 特にな
9 その他()

◎質問11で「1」を選んだ方にお聞きします。

質問11-1 どんなときに言葉が通じなくて困りますか？ 【○はいくつでも】

- 1 市役所、役場へいったとき 2 病院へいったとき 3 買い物
4 こどもの保育園や学校にいったとき 5 銀行や郵便局へいったとき
6 仕事のとき 7 住んでいる地域、保育園や学校からのお知らせを読むとき
8 その他()

質問12 困ったことや心配なことがあったときは誰に相談しますか？ 【○はいくつでも】

- 1 日本人の友達、知り合い 2 母国にいる家族、友達 3 地域、近所の人
4 会社の人 5 日本にいる母国の友達、知り合い 6 市役所、役場
7 相談する人がいない
8 その他()

質問13 暮らしやすい秋田県にするために、必要だと思うことは？ 【○はいくつでも】

- 1 色々な国・地域の言語での情報提供 2 市役所、役場での翻訳や通訳
3 病院での翻訳や通訳 4 日本語を勉強できる場所や機会を増やす
5 困ったことや心配なことを相談する場所 6 外国人同士が交流できる場所
7 日本人と交流できる場所
8 その他()

ありがとうございました。

